

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは

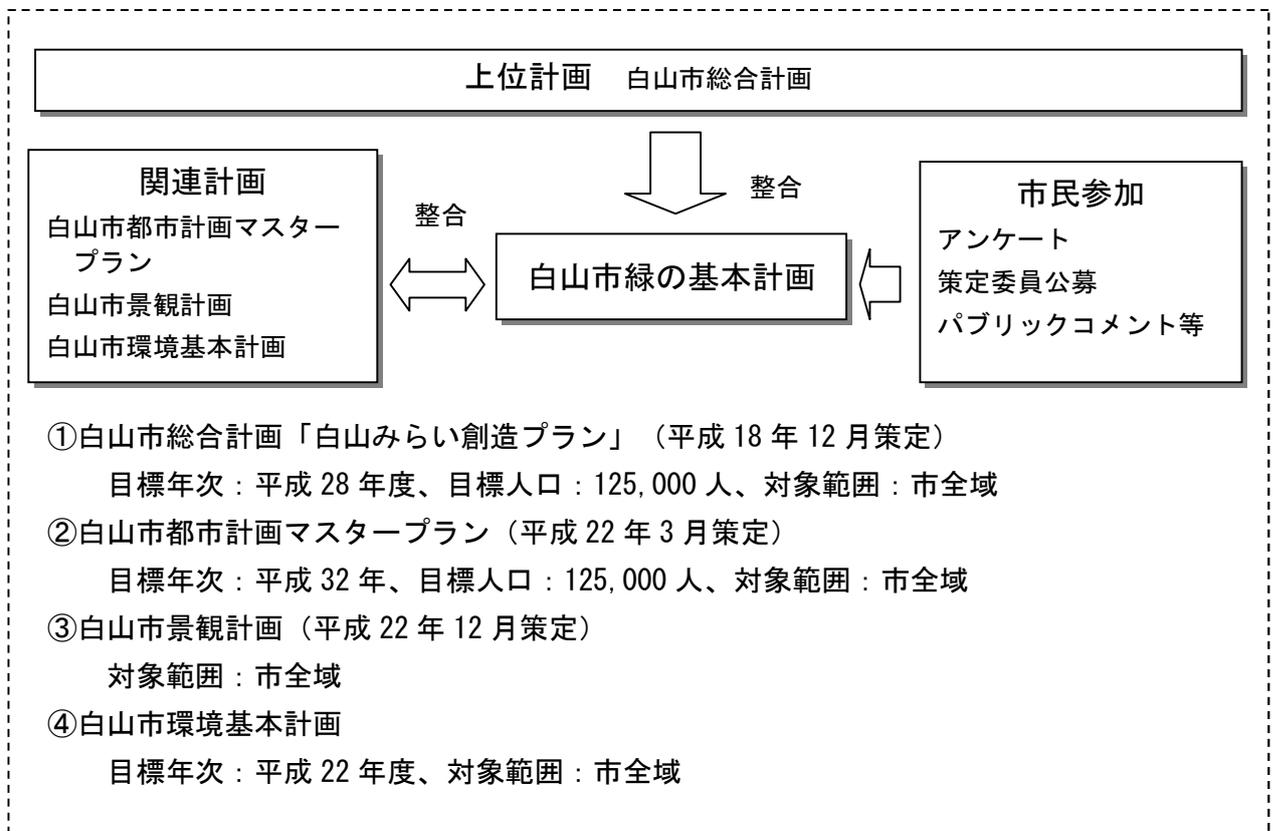
(1) 計画の趣旨

緑の基本計画は、都市緑地法第4条で「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画です。

白山市緑の基本計画は、本市の有する緑の特性や、本市固有のまちづくり・景観形成施策などの独自性を踏まえ、本市の今後10年間の緑に関する全般の基本方針を定めた総合的な計画として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン、景観計画、環境基本計画などの関連計画と整合・連携を図るとともに、市民の意見・提案などを反映しながら策定します。



1-2 計画の区域と目標年次等

(1) 対象範囲

緑の基本計画の対象範囲は、白山市全域とします。ただし、都市公園の配置等都市計画に関する事項については、都市計画区域を対象とします。

(2) 目標年次及び目標人口

緑の基本計画において対象とする目標年次は、白山市都市計画マスタープランと整合を図り、概ね10年後の平成32年、目標人口は125,000人とします。

(3) 計画のフレーム

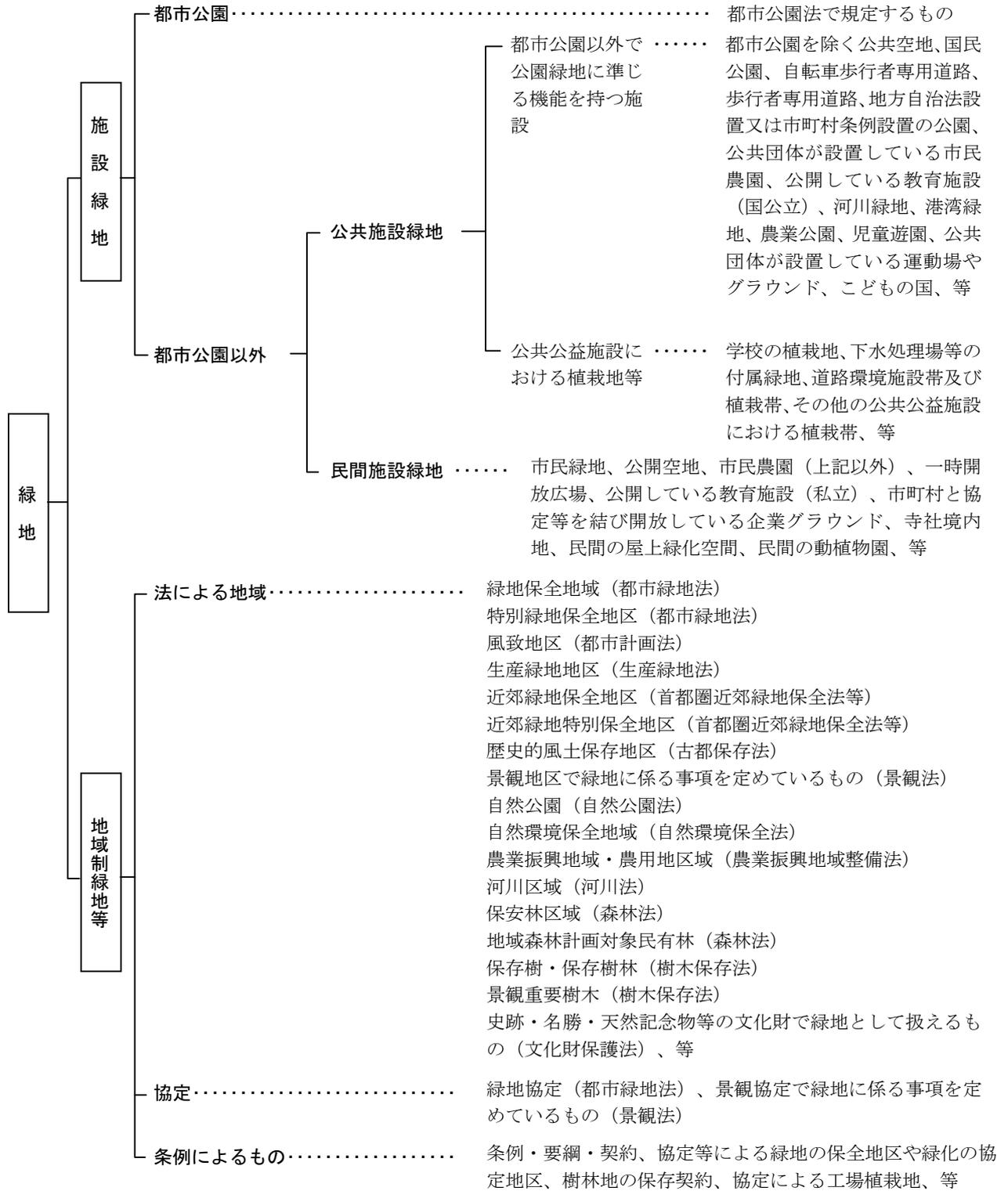
白山市都市計画マスタープランの計画フレームに基づき、次のとおり設定します。

計画フレーム	平成22年(2010年)	平成32年(2020年)
行政区域人口	113,264人	125,000人
市街化区域面積	1,091 ha	2,648 ha
市街化区域人口	42,881人	93,530人

※ 平成32年の市街化区域面積は、都市計画線引き見直しによる区域の変更及び土地区画整理事業等による市街化区域編入(想定)による推計

1-3 対象となる緑地

(1) 緑地の分類



資料：新編 緑の基本計画ハンドブック

(2) 都市公園の区分

区 分	種 別	内 容	
基幹公園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所を誘致距離 500mの範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1地区当たり1箇所面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。	
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特 殊 公 園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
	レクリエーション 都 市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩 衝 緑 地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分断遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
広 場 公 園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）	
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
都 市 林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	

資料：いしかわの都市公園と緑地

1-4 緑の役割

都市公園をはじめとする「緑」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成など、多様な機能を持っています。

1. 環境保全

- ①地球温暖化防止
- ②大気浄化、騒音防止
- ③水源かん養、地下水かん養
- ④生物多様性※1)の保全など

- ・ 樹木等の植物は、温室効果ガスである CO₂ 削減に重要な役割を果たすほか、大気浄化、騒音防止、水源かん養などにも重要な役割を果たしています。
- ・ また、緑地は多様な生物の生息の場でもあり、緑の適切な配置により、人と自然とが共生することができます。



2. 防災

- ①避難地、避難路
- ②復旧・復興拠点
- ③地震・火災、水害等の防止、緩和など

- ・ 大地震や大火災などの発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適正に確保することにより地域の安全性を高めることができます。



3. 景観

- ①美しい景観の形成
- ②季節感の実感
- ③心の安らぎ、生きがいの創出
- ④豊かな地域づくり文化、個性の創出など

- ・ 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、美しい景観を創出することで四季の変化や快適な生活環境を実感できます。
- ・ 緑は地域固有の歴史、文化等と深く関わっており、緑を適切にいかすことにより、地域個性の魅力化と地域文化を醸成することができます。



4. 健康・レクリエーション

- ①健康増進、スポーツ
- ②レクリエーション・観光
- ③休養・散策
- ④自然とのふれあい
- ⑤交流・コミュニティなど

- ・ 緑とオープンスペースは、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動など多様な活動の拠点となっています。
- ・ 緑の持つ多様な機能を活用することにより、市民の健康・レクリエーションニーズに応じた緑豊かで質の高い余暇空間を確保することができます。



※1) 生物多様性…いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。